

平成 25 年度 伊方発電所の異常時通報連絡事象について

当社は、異常時通報連絡による伊方発電所の情報公開と諸対策による信頼性向上に努めている。
平成 25 年度の通報連絡件数は 17 件であり、以下これらの通報連絡事象の分類・評価を示す。

1. 通報連絡事象分類

平成 25 年度における通報連絡件数 17 件を発生事象別に大別すると表 1 のとおりであった。
(添付資料-1)

表 1 発生事象別の分類

	事象の区分							合計
	設備関係	設備以外						
		作業員の負傷等	自然現象等による影響				設備以外小計	
			地震感知	落雷等による瞬時電力動揺	降雨による放射線モニタの指示上昇	その他		
通報連絡件数	7	4	1	0	4	1	10	17
法律対象事象*	0	0	—	—	—	—	0	0

*：法律対象事象とは、電気事業法又は原子炉等規制法に規定されている事故・故障等をいう。

2. 法律対象事象

通報連絡件数 17 件のうち、電気事業法、原子炉等規制法に規定されている事故・故障等に該当する事象は、なかった。

また、作業員の負傷等のうち、労働安全衛生法に基づき国（労働基準監督署）へ速やかに報告する事象（休業日数 4 日以上）も、なかった。

3. 原因・対策の分類

通報連絡件数 17 件のうち、自然現象に起因するもの等を除く設備関係の事象 7 件について、一つひとつ原因を調査し、必要な対策や、類似事象の発生を防止するための対策を実施し、再発事象の防止に努めている。

(添付資料-2)

(1) 原因

設備関係の事象 7 件を主要な原因別に分類した結果を表 2 に示す。

表－2 原因別の分類

原因	件数	異常時通報連絡事象一覧表No.
設計関係	0	
製作関係	0	
施工関係	2	4, 10
保守管理関係	1	2
人的要因	3	1, 6, 11
その他	1	8

(注：主要な原因により分類。再掲なし。)

(2) 対策

設備関係の事象の原因となった箇所について取替、補修を実施することに加え、各事象の原因調査に基づく対策として、

- 設計、製作関係に起因するものは、同一設計・製作を行った設備について、改良、改造を実施する
- 施工関係に起因するものは、同一施工要領を適用している設備について、作業要領等の見直しを行う
- 保守管理関係に起因するものは、類似事象が発生する可能性のある設備について、必要に応じて保守管理の見直しを行う

ことを基本としており、各事象に対する対策別の分類を表－3に示す。

表－3 対策別の分類

対策	件数	異常時通報連絡事象一覧表No.
取替、補修	5	1, 4, 8, 10, 11
改良、改造	2	1, 10
作業要領等の見直し	6	1, 2, 4, 6, 10, 11
保守管理の見直し	1	2
予備品の常備	1	8
教育の充実	2	2, 6

(注：事象により複数の対策を実施。再掲あり。)

なお、3号機燃料集合体への付着物 (No. 2) に係る通報遅れについては、安全協定に定める、正常状態以外のすべての事態を直ちに通報するという観点から、通報連絡統括監の配置、通報連絡情報共有会議の設置等の再発防止対策を行っている。

4. 通報連絡事象の系統別評価

平成25年度の通報連絡事象のうちの設備関係の事象7件について、系統別に分類したところ、同一系統で複数回発生している事象はなかった。

(添付資料－3)

以上

平成 25 年度 伊方発電所の異常時通報連絡事象一覧表

No.	通報年月日	件 名	事象分類
1	H25. 5. 7	3号機 送電線碍子洗浄ポンプ電源ケーブルの損傷	設 備
2	H25. 6. 5	3号機 燃料集合体への付着物	設 備
3	H25. 6. 6	作業員の負傷	負傷等
4	H25. 6. 13	1号機 燃料取替用水タンク水浄化系統からの水漏れ	設 備
5	H25. 6. 18	当直員の負傷	負傷等
6	H25. 6. 23	3号機 原子炉補機冷却水系統の耐圧試験後の水抜き時の漏えい	設 備
7	H25. 7. 4	1, 2号機 放水口水モニタの指示上昇 (降雨の影響)	自然等
8	H25. 7. 4	1, 2号機 火災受信機盤の不具合	設 備
9	H25. 7. 29	作業員の負傷	負傷等
10	H25. 8. 7	圧縮減容固化設備 高圧圧縮減容装置の油圧系統継手部からの油漏れ	設 備
11	H25. 9. 4	運搬用車両の接触による屋外設置配管の変形	設 備
12	H25. 11. 10	1, 2号機 放水口水モニタの指示上昇 (降雨の影響)	自然等
13	H25. 12. 15	作業員の負傷	負傷等
14	H26. 1. 15	3号機 海水ピットにおける測定用工具の発見	自然等
15	H26. 2. 2	1, 2号機 放水口水モニタの指示上昇 (降雨の影響)	自然等
16	H26. 2. 2	3号機 放水ピット水モニタの指示上昇 (降雨の影響)	自然等
17	H26. 3. 14	1, 2, 3号機 地震感知	自然等

平成25年度 伊方発電所設備関係の事象に係る原因と対策

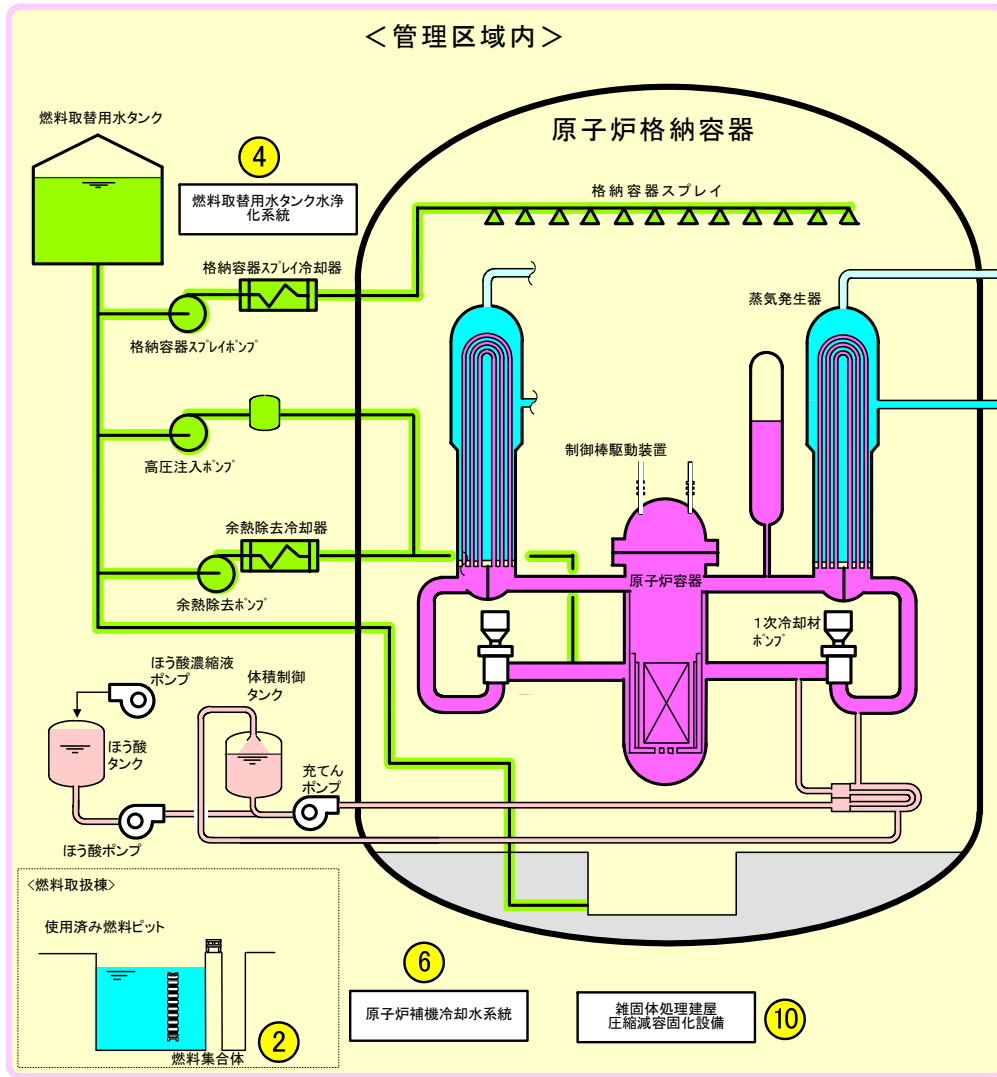
No.	件名	通報年月日	原因	原因の概要	対策の概要
1	3号機 送電線 碍子洗浄ポンプ 電源ケーブルの 損傷	H25. 5. 7	人的要因	<p>作業責任者および作業関係者は屋外開閉所エリアでの作業の経験がなく初めてであり、クレーン車の移動によりケーブルダクトの蓋が壊れるという認識がなかった。</p> <p>当該作業要領書の作成において、参照としている「伊方発電所作業要領書作成手引き」および「伊方発電所構内安全統一ルール」には、クレーン車等の重量機器の通行に関する注意事項やチェック項目の記載がなかったことから、具体的な屋外開閉所エリアでのクレーン車の移動についての注意事項を反映できなかった。</p> <p>また、ケーブルダクトの蓋の耐荷重に関する表示やクレーン車・大型車両の進入にあたっての注意表示がなかったことから、クレーン車を進入させるにあたって、ケーブルダクトの蓋の耐荷重対策（養生用鉄板の敷設）を実施せずにクレーン車を進入させた。</p> <p>その結果、クレーン車をケーブルダクト上を通過させた際に、過大な荷重が蓋にかかり破損・落下し、それにより当該ケーブルが損傷したものと推定される。</p>	<p>(1) 損傷したケーブルについては、取り替えを実施するとともに、取り替え後、送電線碍子洗浄ポンプ3A、3Bの確認運転を行い、異常のないことを確認した。</p> <p>(2) 当該作業要領書を改正し、作業内容で揚重作業の注意事項に「移動式クレーン等の重量機器をケーブルダクトの蓋を通過させる必要がある場合には、現場確認のうえ、強度上問題がある場合には養生用鉄板を敷設すること」の記載を追記した。</p> <p>(3) 「伊方発電所作業要領書作成手引き」に注意事項として、「クレーン車等の重量機器は道路部以外のケーブルダクト、配管ダクト、マンホール、チェッカープレートの上を原則、通行させない」「止むを得ず通行させる場合は、現場確認のうえ強度上問題のある場合には養生用鉄板を敷設すること」の記載を追記した。</p> <p>(4) 「伊方発電所作業要領書作成手引き」の中にある「作業要領書作成チェックシート」に以下のチェック項目を追記した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「クレーン車等の重量機器は道路部以外のケーブルダクト、配管ダクト、マンホール、チェッカープレートの上を通行させる場合は、現場確認のうえ強度上問題のある場合には養生用鉄板を敷設する」旨のチェック項目を追記した。 ・「所掌外の場所で作業を実施する際は、担当箇所注意事項等を確認する」旨のチェック項目を追記した。 <p>(5) 屋外開閉所の当該ケーブルダクトについては、縞鋼板付きグレーチング（耐荷重8トン）に取り替えることとし、蓋および蓋受け部の改造を9月末までに実施した。</p> <p>なお、上記作業終了までは、屋外開閉所の入口フェンスに、「ダクト蓋耐荷重小型トラック程度（積載総重量4t）につき中型トラック～揚重車両等進入注意」の注意表示を取り付けた。</p> <p>(6) 発電所構内の道路部以外でクレーン車等の重量機器の通行が懸念される箇所のケーブルダクト、配管ダクト、マンホール、チェッカープレートについて、識別表示（約240箇所の塗装）を11月末までに実施した。</p> <p>また、識別表示の塗装終了後、「伊方発電所構内安全統一ルール」を変更（クレーン車等の重量機器は識別塗装を実施したマンホール等の上を原則、通行させない。止むを得ず通行させる場合は、養生用鉄板等を敷設する旨の記載を追記）し、併せて11月末までに関係者に周知した。</p>

No.	件名	通報年月日	原因	原因の概要	対策の概要
2	3号機 燃料集 合体への付着物	H25.6.5	保守管理関係	<p>本事象は、余熱除去系統や化学体積制御系統で実施した弁点検等の作業において、内部の最終異物確認に使用した工具の養生に使用したポリエチレンテープが系統内に残り、水流により1次冷却材系統、原子炉へと流入したものと推定した。</p> <p>本事象の原因は、従来より社内規定に基づく異物管理を徹底し、機器等の組立・復旧前には必ず内部の最終異物確認を行ってきたが、最終異物確認のために使用する工具の養生テープが外れる可能性があることまで考えていなかったことであると推定した。</p>	<p>(1) 異物混入防止に関する管理の強化 付着物に対する調査および検討結果より、本事象は、内部の最終異物確認に使用した工具を養生したポリエチレンテープが起因と推定され、そのテープは、工具の汚染防止および工具の細かい部品の落下防止のために使用していたことから、すべての機器の最終異物確認で使用する工具について、以下の対策を実施する。</p> <p>a. 最終異物確認で使用する工具については、汚染専用工具として管理するとともに、落下防止措置として、部品を点付け溶接する等の処置を実施することとし、テープによる汚染防止養生および落下防止養生は原則、実施しない。</p> <p>b. 止むを得ず養生を施す場合は、養生テープ貼り付け箇所数を事前に記録し、養生テープに合いマークを施すこととし、最終異物確認前後で使用した工具の養生テープが外れていないことを確認することで、確実な異物管理を行うこととする。</p> <p>c. 本対策が現場作業で確実に実施されるために以下の社内規定の改訂を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異物混入防止の社内規定である「伊方発電所保守内規 細則-5 異物混入防止管理細則」に本対策を明記した。 ・作業要領書作成時に使用する「伊方発電所作業要領書作成手引き」の異物混入防止に関する項目として本対策を追加した。 ・機器の分解・開放点検の手順を定めている「作業要領書」、「チェックシート」に本対策の項目を追加するよう協力業者に指示し、当社が承認することで作業現場において確実にチェックして確認する。 <p>(2) 異物混入防止に関する教育の徹底 当社では、従来より社内規定に基づく異物管理を徹底してきたが、本事象も踏まえて、異物の見落とし等の防止をより徹底するため、改めて所内関係者および作業員に以下の教育を実施し、異物混入防止の重要性についての意識をさらに高める。</p> <p>a. 本事例を示した教育資料(ワンポイントレッスン集)を作成し、所内関係者全員に対して速やかに教育を実施し、再発防止を徹底した。</p> <p>b. 今後の機器の分解点検等の作業においては、定期検査前の品質管理教育や作業要領書の読み合せ、および作業前ミーティング等において、全作業員に対して異物混入防止の重要性についての教育を実施し、再発防止を徹底する。</p> <p>(3) 不適合管理の適切な運用 今回の事象においては、燃料集合体2体に付着物が確認された後、発電所の保安活動に関する情報共有の会議において報告したうえ、回収作業、付着物の混入原因調査、対策検討を行ってきた。そして、回収作業を行った結果、一部の付着物の回収に長時間を要することが明らかになった時点で不適合の識別を行い、引き続き、原因調査、対策検討を実施してきた。</p> <p>今回の事象を省みての教訓として、今後は、まず不適合としたうえで、回収作業、原因調査、対策検討を行うべきであることから、燃料集合体や1次冷却材系統への異物の付着・混入を確認した場合は不適合とすることを、「原子力発電所 品質保証基準」等に追記した。</p> <p>また、今回の事例を含めた教育資料を作成し、所内関係者への周知・徹底を行い、不適合管理の確実な運用を行っていく。</p> <p>(4) 当該燃料集合体に対する措置 当該燃料集合体2体は付着物を回収し、原子炉に装荷しても問題ないことが確認されるまで使用しない。なお、次サイクルには使用しない。</p>

No.	件名	通報年月日	原因	原因の概要	対策の概要
4	1号機 燃料取替用水タンク水浄化系統からの水漏れ	H25. 6. 13	施工関係	<p>今回の事象は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第27回定期検査の燃料取替用水タンク水浄化系統の点検終了後、当該ドレン弁を閉止した際に締め付けが不足していた可能性がある。 ・閉止栓（フェルール）取り付け箇所の配管外表面の線状傷（けがき線）により、フェルール締め付け部の配管外表面が平滑な状態でなかったことから漏えい経路となった可能性がある。 <p>これらの要因が重なったことから、当該ドレン弁を最終閉止した第27回定期検査時点において弁の締め付け力が十分ではなく、事象発生数日前までの間（約3年間）、徐々にゴムダイヤフラムの締め付け部分を水の通路が進行していった結果、事象発生の数日前に当該ドレン弁のシートリークが発生し、漏えいが発生しやすい状態にあった閉止栓から燃料取替用水タンク水が外部に漏えいしたものと推定される。</p>	<p>（1）当該閉止栓および当該閉止栓が取り付けられていた配管については、新品の閉止栓および配管に取り替えた。</p> <p>（2）弁の締め付け不足によるシートリークの発生を防止するため、ゴムダイヤフラム弁を閉止する場合は、締め付け不足に留意する必要があることを関係者に文書にて再周知した。</p> <p>（3）弁の締め付け不足によるシートリークの発生、および線状傷による閉止栓からの漏えいを防止するため、伊方1、2、3号機の1次系ベント・ドレン弁のうち、閉止栓が使用されている全てのゴムダイヤフラム弁（以下「類似弁」という）について、弁の締め付け状態を確認すると共に、閉止栓（フェルール）周辺の配管外表面にフェルール締め付け部を横切るような線状傷（けがき線等）がないことを確認した。</p> <p>（4）今後、定期的に類似弁の閉状態および閉止栓からの漏れがないことを確認するため、定期検査毎に実施する起動前総点検時に類似弁の閉状態および閉止栓からの漏れがないことを確認することとし、起動前総点検時に使用するマニュアルに類似弁の状態確認および閉止栓の状態確認を実施する旨を追加し、関係者に文書にて周知した。</p> <p>なお、長期停止中においては、特別な保全計画による点検毎（約1年毎）に、同様に確認を行なうこととし、同様に周知する。</p> <p>（5）弁の締め付け不足によるシートリークの発生を防止するため、今後、類似弁を一度閉操作した後、別の者が水抜き用ホースを取り外す際に、再度締め付け状態の確認を追加して実施することとし、水抜き用ホース取り付け、取り外し時に使用するマニュアルに類似弁の締め付け状態確認を実施する旨を追加し、関係者に文書にて周知した。</p> <p>（6）線状傷による閉止栓からの漏えいを防止するため、今後、類似弁の閉止栓への水抜き用ホース取り付け、取り外し時に、フェルール周辺の配管外表面にフェルール締め付け部を横切るような線状傷（けがき線等）がないことの外観確認を実施することとし、上記マニュアルに、フェルール周辺の配管外表面の外観確認を追加し、関係者に文書にて周知した。</p>
6	3号機 原子炉補機冷却水系統の耐圧試験後の水抜き時の漏えい	H25. 6. 23	人的要因	<p>本事象は、耐圧試験対応として当該逃がし弁を取り外し、当該逃がし弁の2次側フランジ部に閉止板を取り付け、当該逃がし弁の1次側フランジ部（取り付け座）へは、異物混入防止のための養生のみ実施していたが、系統管理担当は「閉止板の取り付けにより当該逃がし弁の取り外し箇所が開口部はなくなった。」と思いつき、操作手順書作成時、現場確認時においても開口部に気付かず、開口部のある系統を使用して水抜き操作を行ったことにより、漏えいを生じたものと推定される。</p>	<p>（1）原子炉補機冷却水の水漏えいにより中断していた当該配管の水抜きについては、当該逃がし弁の1次側フランジ部（取り付け座）に閉止板を取り付け、開口部を塞いだ上で実施した。</p> <p>（2）原則、安全弁、逃がし弁を取り外し、閉止板を取り付ける場合は、全ての開口部に閉止板を取り付けることとし、隔離操作票に、当該弁の取り外しの項目を記載し、備考欄に弁を取り外した後の開口部の状態を記載するように「系統の隔離・復旧作業マニュアル」を改訂し明記した。</p> <p>（3）操作手順書作成段階において、水抜きに使用する系統の機器に開口部を生じる点検が実施されていないか確認し、漏水が生じる可能性が否定できない開口部が有る場合は、担当課に開口部の閉止依頼を行うように「系統の隔離・復旧作業マニュアル」を改訂し明記した。</p> <p>（4）隔離範囲外の隣接する系統への水抜きを行う場合は、水の到達する可能性の有る範囲全体について、水抜き開始前に開口部の無いことを系統図と現場にて確認する。開口部が有る場合は、担当課に開口部の閉止依頼を行うように「系統の隔離・復旧作業マニュアル」を改訂し明記した。</p> <p>（5）系統管理の隔離・復旧操作前に使用するTBM-KY（危険予知）シートに「水抜き操作時に隣接系統との隔離弁を開閉する操作が無い？水抜きに使用する系統に開口部が無い？」を確認する項目を追加した。</p> <p>（6）原則、安全弁、逃がし弁を取り外し、閉止板を取り付ける場合は、全ての開口部に閉止板を取り付けることおよび隔離範囲外への水抜き操作は、隣接系統の作業の状況および系統のラインアップ状態を事前に確認し、水漏れを生じる可能性のある開口部が無いことを確認してから実施することをワンポイントレッスンの作成により周知した。</p>

No.	件名	通報年月日	原因	原因の概要	対策の概要
8	1, 2号機 火災受信機盤の不具合	H25. 7. 4	その他	<p>本事象発生時は、伊方発電所付近で落雷が多発しており、焼却炉・油庫付近の火災信号線への過大な雷サージにより中継器内の定電圧ダイオードの仕様を超える電圧が印加され、故障に至ったと推定される。</p>	<p>(1) 当該中継器の取替えを行い、健全性を確認のうえ復旧した。</p> <p>(2) これまでと同様に定期的な点検を行うとともに、今後、中継器故障時に速やかに対応するため予備中継器を常備した。</p>
10	圧縮減容固化設備 高圧圧縮減容装置の油圧系統継手部からの油漏れ	H25. 8. 7	施工関係	<p>ドラム缶圧縮時に、ドラム缶外周部と収納物の間に隙間が少ない場所で、垂直方向に沿って容器側面が変形し、一部に突起物が発生した。突起物は、圧縮の進展により、金枠と金型の隙間に入り込み、続く金枠・金型上昇工程により、廃棄体が金枠・金型とともに吊り上がった。</p> <p>吊り上がった廃棄体は、自重によりその後落下し、落下した廃棄体は、転がった後、駆動用油供給ホースと接触、当該ホース継手部から油が漏れ出すに至ったものと推定される。</p>	<p>(1) 当該ホース継手部を増し締めし、漏えい試験により油漏れがなく、外観上も異常がないことを確認した。</p> <p>(2) 圧縮後に廃棄体が吊り上がらない対策として、高圧圧縮用ドラム缶への収納作業時には、同一形状の廃棄物を一定方向に隙間なく収納しないことを作業要領書に記載した。</p> <p>(3) 圧縮後に廃棄体が吊り上がらない対策として、金枠上昇時に、廃棄体が吊り上がっていないことを目視で確実に確認するとともに、吊り上がった場合は直ちに装置を停止することを作業要領書に記載した。</p> <p>(4) 更に、廃棄体が吊り上がっていないことを確実に確認できるように、高圧圧縮装置室内に監視カメラを設置するとともに、万一落下した廃棄体が転がった場合の対策として、周囲の機器等に損傷を及ぼすことのないよう防護柵を設置した。</p> <p>(5) これらに加えて、仮に廃棄体が吊り上がった場合に備え、金枠・金型がある程度上昇した時点で、自動で金枠・金型を一旦停止させ、その後、廃棄体が吊り上がっていないことを目視にて確認した後、再スタートさせるよう処理工程の変更をした。</p>
11	運搬用車両の接触による屋外設置配管の変形	H25. 9. 4	人的要因	<p>(1) 作業当日は台風接近により風が比較的強かったため、点検作業を予定していた周囲に干渉物のない岸壁ではなく、風の影響は少ないが通常使用していない雑固体処理建屋裏側に急遽変更した。</p> <p>このため、運転手および誘導員ともに、雑固体処理建屋裏側の干渉物に対する事前の作業検討が不足していた。</p> <p>(2) 「伊方発電所構内安全統一ルール」に、大型車両の後進時には誘導員を配置することになっていることから、運搬用車両の後進時に備えて誘導員を配置したが、運転手および誘導員ともに、狭い場所への前進時における干渉物に対して注意力が不足していた。</p> <p>(3) 運転手および誘導員は、運搬用車両と配管との間に約1m程度の間隔があれば旋回しても問題ないと思いついたため、実際に運搬用車両を右旋回した際、車両左後方が1.3m外側に膨らみ、純水配管に接触した。</p> <p>この際、運転手および誘導員は、旋回方向である右側のみに注意を払ってしまい、旋回方向以外の周囲に対する干渉物の確認をしていなかったため、運搬用車両の左後方が純水配管に接触するまで気が付かなかった。</p> <p>(4) 運転手と誘導員間の連絡手段は、車両点検による移動のみであったため、使用済燃料輸送容器運搬時に使用している無線機ではなく、口頭連絡および手合図としていた。今回の事象においては、運搬用車両のエンジン音により、後方誘導員の口頭連絡が運転手に伝わらなかったことから、純水配管に接触した後も運搬用車両は即停止することが出来ず、純水配管の損傷が拡大してしまっていた。</p>	<p>(1) 変形した純水配管および消火配管については、取替を実施した。</p> <p>(2) 「伊方発電所構内安全統一ルール」を見直すとともに、協力会社において運搬用車両の誘導方法および点検場所を規定した作業要領書を新規に制定した。</p> <p>a. 伊方発電所構内安全統一ルール</p> <p>「伊方発電所構内安全統一ルール」の交通安全（一般車両）において、大型車両および後方が見えにくい車両の後進時に誘導員を配置することを規定しているが、狭い場所へ進行する場合についても誘導員を配置するよう、以下の注意事項を追加し、伊方発電所内の全作業従事者に周知を徹底した。</p> <p>(a) 大型車両および後方が見えにくい車両を後進または狭い場所へ進行する場合、誘導員を配置し、干渉物との接触を防止するため、事前に車両周囲の状況を確認すること。</p> <p>なお、車両系建設機械（ブルドーザー等）については、作業計画書等により危険防止対策を講じるよう規定している。</p> <p>連絡手段については、運搬用車両は当該協力会社しか保有しておらず、類似する車両は他にないことから、新規に制定する協力会社の作業要領書において規定した。</p> <p>b. 運搬用車両の誘導方法および点検場所を定めた作業要領書</p> <p>運搬用車両を保有している協力会社において、運搬用車両の誘導方法および点検場所を規定した作業要領書を新規に制定した。作業要領書により規定した事項は次の通り。</p> <p>(a) 狭い場所へ進行する場合、運転手および誘導員は、事前に周囲の干渉物を確認し、作業着手前打ち合わせにて危険箇所の抽出を行い、対策を確認しておく。</p> <p>(b) 後進する場合は、事前に誘導員による車両の全周確認を実施し、干渉物との接触を防止する。</p> <p>(c) 狭い場所へ進行する場合は、事前に誘導員による車両の全周確認を実施し、進行中は車両全周が確認できる位置に誘導員を配置し、徐行運転とする。</p> <p>(d) 運転手と誘導員間の連絡手段は、常に無線機を使用する。</p> <p>(e) 運搬用車両の点検場所は、周囲に干渉物のない岸壁または8.4M車両保管場所とする。</p>

伊方発電所 基本系統図



[凡例]

- : 原子炉で発生した熱を蒸気発生器に伝える設備（1次冷却設備）[放射性物質を含む]
- : 緊急時に原子炉等を冷やす設備（非常用炉心冷却設備等）[放射性物質を含む]
- : 1次冷却水の水質・水量を調整する設備（化学体積制御設備）[放射性物質を含む]
- : 蒸気発生器でできた蒸気でタービンをまわし発電する設備（2次冷却設備）[放射性物質を含まない]
- : 管理区域 [原子炉格納容器、使用済燃料等の貯蔵、放射性廃棄物の廃棄等の場所であって、その場所の放射線が一定レベル(3月間につき1.3ミリシーベルト)を超える恐れのある場所 [実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に規定]

